

第三回 全日本沖縄伝統上地流空手道選手権大会 競技規定

第一条 審判員について

- 1 組手審判員は原則として主審1名、副審4名の5人制で行う。但し支障ある場合はこの限りにあらず。
- 2 副審の着座位置について5人制は四隅。3人制は主審対面の左右角に着席する。尚、型競技の審判員着座位置は主審を中心にして正面に着座する。
- 3 審判員の服装については、上は無地白Yシャツで、大会指定のネクタイを着用する。下は黒・紺・灰色のスボンで、黒若しくは白の靴を使用し、各自、笛を携帯する。

第二条 競技者について

- 1 競技者は綻びや破れのない清潔な白無地の空手着を着用する。その場合女子は空手着の下に白無地のTシャツを着用する。男子はTシャツの着用を認めない。
- 2 競技者は必要な防具その他の個人装備は自ら用意すること。但し赤白帯は貸与する。
- 3 競技者は安全のため、爪を短く切り、ピアス、指輪、ネックレス等の貴金属その他相手に危険を及ぼすような物は一切身につけてはならない。尚、宗教上の理由から紐、糸状のブレスレット、アンクレット等のミサンガ状の物は、包帯やサポーター等で保護することで可とする。但し保護の状況によって、相手選手に危険が及ぶと考えられる場合は、取り外す旨指導し、もし当該競技者がその指導に従えない場合は失格となる場合がある。以上の見地から選手の安全を優先するため、ミサンガ等もできる限り外して試合に臨まれる事を希望する。また、女子の髪は黒いヘアゴムで束ね、それ以外の一切の装飾(髪飾り・ヘアバンド・リボン等)は禁止する。

第三条 競技について

- 1 試合は型、組手競技の2種目で行う。また、クラスは一般男子段の部(18歳以上50歳未満の男子)・一般男子級の部(18歳以上50歳未満の男子)・壮年の部(50歳以上の男子)・一般女子の部(19歳以上の女子で段・級)・高校生男子の部(16歳以上19歳未満の男子)・高校生女子の部(16歳以上19歳未満の女子)・中学生男子の部・中学生女子の部・小学生高学年の部(5/6年生)・小学生中学年の部(3/4年生)・小学生低学年の部(1/2年生)・幼年部の12クラスとする。尚、全ての競技において最低出場人数を4名とし、それ以下の場合は試合不成立とし他のクラスへ適宜、編入を行うものとする。但し、一般男子上地流ルールによる組手への編入は行わない。
- 2 試合は型、組手競技とも赤白の旗判定によるトーナメント制とする。
- 3 赤は主審から見て右側、白は左側とする。
- 4 型競技は、同一試合コートにおいて赤白の選手が二人同時に演武し、双方の演武が終了した後、審判団の旗による判定を行う。
- 5 組手競技の試合時間は小学生/中学生は1分30秒、4ポイント先取りで勝敗を決する。その他のクラスは2分とし、6ポイント先取りの競技とする。
- 6 競技の時間計測は、主審の「はじめ」のコールから始まり最後まで流しで行う。但し、主審より「時計止め」の指示があった場合は計測を中断する。その後、主審の「続けて始め」の合図で計測を再開する。
- 7 コート係は時間終了30秒前で、ベルを1回鳴らし「30秒前」とコールする。制限時間に達したらベルを連打し「終了」の合図をする。

型競技

第四条 型競技 総則

- 1 試合競技場は7メートル四方とする。
- 2 競技者は第二条第1項に定められた通りの試合着を正しく着用しなければならない。尚、服装が乱れた場合は、審判の指示もしくは本人の申告により、1分程度の正す時間を与える。
- 3 競技における型は、上地流系の三戦・完子和・完周・十戦・十三・十六・完戦・三十六の八つの型に限るものとする。
- 4 トーナメントの型競技において、同一の型を続けて演武する事は禁止とし、最低二つ以上の型を交互に行う事が必要となる。但し少年部（幼年・小学生・中学生）は除く。
- 5 競技開始時に型名を明瞭に呼称してから演武を開始する。その際、呼称と違う型を行った場合は失格とする。但し自ら気付き、訂正して始めから型をやり直した場合は減点対象とし、失格とはならない。

第五条 型競技 判定基準

- 1 型競技の判定基準は任命された審判員個々の主観に基づき、基本の三要素（正しい立ち方・正しい動作・正しい目付け）にスピード・力強さ・緩急・気迫の有無を加味して行うものとする。
- 2 型の著しい改編については、監査・審判長及び審判員個々の意思表示があった場合協議となす。協議の後、選手本人の聞き取りを経て、競技に向けた意図的な改編であると確定された場合、当該選手は失格となる。
但し、通常その会派でおこなわれている型である事が証明された場合はこの限りではない。又、単なる型の間違い、あるいは手順の飛ばしなどは著しい改編と見なさず、審判員個々の判定基準の拠り所とする。

第六条 型競技における減点対象

型競技の減点に対する基準は以下の通り。但し相対評価であるため、点数による減点ではなく、審判個々の判定の拠り所と為す。

- 一 忘却・手順を飛ばす等の型の間違い
- 二 型演武において無意味に長い間や長過ぎる気合い等は不適切な間として減点対象とする。但し、適切な残心の間は必要な間として評価の対象とする。
- 三 8メートル四方の試合場の場合、コート線を越えて足を踏み出した場合は減点とする。但し足の一部でも白線にかかっていた場合は反則としない。
尚、8メートル四方が取れない試合場の場合は場外の反則は取らない。

第七条 型競技における失格対象

型競技の失格に対する基準は以下の通り。

- 一 忘却しそのまま5秒以上動かない場合。
- 二 演武途中で転倒した場合。
- 三 型の著しい改編のあった場合で第五条第2項に該当する場合。
- 四 演武途中で帯が解けて落下した場合。
- 五 試合に臨む態度が著しく悪い場合。
- 六 審判の指示に従わない場合。
- 七 呼称した型名と違う型を行い、自ら訂正し、やり直さなかった場合。
- 八 礼法に問題があった場合。

以上の項目に抵触した場合、審判団及び監査の協議の上、当該選手の失格を宣する。

組手競技

第八条 試合時間

少年部（幼年・小学生・中学生）は1分30秒。その他のクラスは2分間とする。

第九条 勝利条件

少年部は4ポイント先取り。その他のクラスは6ポイント先取りとする。

第十条 防具着用について

- 一 一般男子段の部は直接打撃用の面、拳サポーター（オープンフィンガーグラブも可）、ファールカップの着用を義務付ける。胴及び髑当ては禁止とする。尚、ライトコンタクト用として販売されている面（メンホーその他）の使用は認めない。
- 二 その他の少年部、一般男子級の部、高校生男子・女子の部、一般女子の部は面、胴、拳サポーター（オープンフィンガーグラブは不可）、髑当て、ファールカップ（男子のみ）のフル装備で行う（但し大腿部プロテクターは不可）。これは攻撃のコントロールが難しいと考えられる級の部のほか、女性、未成年者の身体的保護を目的とするものである。

第十一条 攻撃について

- 一 一般男子段の部において、上段はライトコンタクト。中段及び下段は直接打撃制による打倒制とする。但し、再延長の場合に限りポイント制も導入する。
- 二 少年部は、全てライトタッチとする。また下段に対する攻撃は反則にはならないがポイントにもならない。尚、全ての部位においてダメージを与えた場合は反則とし減点或いは失格とする。それ以外のクラスは上段寸止め（突・蹴りともライトタッチ可）、中段は直接打撃によるポイント制とし効いた場合は技有り若しくは1本とする。下段は直接打撃の打倒制（効いた場合は技有り若しくは1本）とする。
- 三 全クラスにおいて、背面への攻撃は1cm以上、5cm以内の寸止めであることを要し、ライトタッチも不可とする。
- 四 全クラスにおいて、倒れた相手への抑え突き及び蹴り技は1cm以上、5cm以内の寸止めであることを要し、ライトタッチも不可とする。

第十二条 技の効果について

- 一 一般男子段の部の技の効果は、上段突き／有効（1ポイント）、上段蹴り／1本（3ポイント）、中段・下段への攻撃でダメージがあった場合は技有りで2ポイントとなる。尚、中段、下段共、ダメージにより倒れた場合は1本（3ポイント）となる。
- 二 その他のクラスの技の効果は、突き技は上段・中段共に有効で1ポイント。蹴り技は上段は1本で3ポイント、中段は技有りで2ポイントとなる。

第十三条 反則と減点について

- 一 一般男子段の部の反則は1回目を反則1として1ポイント減点、以後2回目（反則2）より6回目（反則6）まで各々1ポイントずつ減点し、反則6で合計6ポイントを失い反則負けとなる。但し、上段直撃により負傷させた時は重大な反則とみなし複数反則を科す。重度によっては1回で反則6となり反則負けが宣せられる。
- 二 その他のクラスの反則は1回目を忠告とし減点無し。以後2回目を警告とし1ポイント減点。3回目反則注意で2ポイント減点。4回目で反則とし、3ポイント減点と為す。則ち警告で相手方に有効。反則注意で技有り、反則で一本が与えられる。（全空連ルールの減点に準じる）

- 三 反則を取るの以下の通りとする。
- 1 顔面・頭部へのダメージが残る打撃。
 - 2 金的への直接攻撃。
 - 3 腰より上の支点からの投げ技。
 - 4 逃げ回る等の消極的試合態度。
 - 5 コート外に出た場合、場外の反則。（組手競技では8m四方が取れない場合でも反則とする。但しその場合、片足がコート内に残れば反則とはしない。）
 - 6 負傷を装った場合。
 - 7 背面（後頭部を含む）及び倒した（倒れた）相手へのスキンタッチを含む直接打撃。
 - 8 意識的な関節への攻撃（交錯による偶発的なものは除く）
 - 9 禁止技の使用は全て反則とする。
- 四 一般男子段の部において、顔面及び頭部への攻撃は当てることを前提とする。但し、強すぎる攻撃で相手に負傷させた場合は反則とし、第1項の規定通りの減点を課すものとする。尚、負傷の度合いによっては一回目から反則2以上、著しい場合反則6が宣告されて、一回で反則負けとなる場合がある。

第十四条 禁止技について

全てのクラスにおいて以下の技は禁止技とする。故意、過失を問わず反則となる。

- 1 貫手
- 2 エンピ（肘打・肘突）
- 3 頭突き
- 4 手刀打ち・背刀打ち
- 5 裏拳（裏打・裏突を含む）
- 6 膝蹴り
- 7 関節への攻撃
- 8 金的への攻撃

第十五条 延長戦について

- 一 延長戦は全てのクラスにおいて1分間の延長、再延長を行う。
- 二 一般男子段の部では、本戦2分の時間内に勝敗が決しない場合は、1分の延長戦を本戦同様のルールで行う。それでも勝敗が決しない場合、更に1分の再延長を行う。その場合は、中段への攻撃でダメージが無くてもポイントを取る有効を認め先取り2ポイント（技有り相当）で勝敗を決する。尚、再延長時間切れの場合は、ポイントを取っている選手を勝ちとする。再延長も引き分けの場合は、審判員による判定を行い勝者を決する。その際、審判員は引分けの判定をせず、赤・白どちらかの選手に決しなければならない。
- 三 その他のクラスは、1分間先取り1ポイント（有効以上）の延長戦を行い勝者を決する。延長戦で勝敗が決しない場合は、再延長戦を行い、それでも勝敗が決しない場合は審判員による判定を行い勝者を決する。